

人材紹介に関する紹介手数料及び費用負担に関する

第1条（紹介手数料の金額）

1名あたり1ヶ月の基本給与相当額（税込）とする。

第2条（紹介手数料の支払い条件）

- 紹介手数料の支払い期日は、採用決定者が雇用契約を締結して、採用決定者が入社した月の末日（金融機関休業の場合、前営業日）までとする。
- 紹介手数料の支払い方法は、指定する銀行口座に振り込む。

第3条（保証期間、人材紹介手数料の返還）

- 採用決定者が受け入れ企業に入社した後、保証機関内に下記の事由が生じた場合には、人材紹介手数料の一部または全部を返還する。
 - 採用決定者が自己都合により退職した場合
 - 採用決定者の責に帰すべき事由により受け入れ企業より解雇された場合
 - 採用決定者の傷病により死亡または就労継続が不可能となった場合
 - 採用決定者の責に採用決定者の在留資格取得及び日本へ入国できなかった場合
- 前項の規定にかかわらず、下記の事由に該当した場合には、紹介手数料の返還は行わない。
 - 受け入れ企業及び責に帰すべき事由により採用決定者を解雇した場合又は退職させた場合
 - 不可抗力によって、採用決定者が死亡または就労継続が不可能となった場合
- 受け入れ企業対して、下記紹介手数料の返還に代えて、新たな人材の紹介を請求することができる。
- 上記記載の紹介手数（消費税及び地方消費税を含む）の返還条件については、下記のとおりとする。ただし、①、②については受け入れ企業の選択により、いずれかの保証内容を決定する

区分	保証期間	保証内容
①	入社日から180日以下で退職した場合	紹介手数料の50%を返還 または 新たな人材をご紹介
②	乙及び採用決定者の責（履歴偽造及び犯罪歴隠し等）に採用決定者の在留資格取得及び日本へ入国できなかった場合	紹介手数料の100%を返還 または 新たな人材をご紹介

- 受け入れ企業が前項記載の保証において新たな人材の紹介を希望した場合、協定書記載の採用決定者が退職した日の翌日から起算して90日以内に、受け入れ企業に対して求人数の1.5倍以上の人材を紹介しなければならない。
- 受け入れ企業対して前項記載の期日までに所定の人数を紹介できなかった場合、本条第4項①記載の割合で紹介手数料を返還しなければならない。
- 受け入れ企業に対して本条第5項記載の期日までに所定の人数を紹介したものの、受け入れ企業が採用に至らなかった場合には、本条第1項記載の紹介手数料の返還義務を免れる。